

平成24年度 第5回 特別職報酬等審議会 会議録

- 1 日時 平成24年10月19日 午前10時05分～午前10時40分
- 2 場所 千葉市議会棟第3委員会室
- 3 出席者
 - (1) 委員
岩網会長、奥本副会長、片岡委員、清水委員、高山委員、中曾根委員、原田委員
 - (2) 事務局
大木総務部長、山元給与課長、香取給与課課長補佐、松永給与課労務係長
- 4 議題
 - (1) 第3回、第4回議事録について
 - (2) 報酬のあり方について
 - (3) 答申案について
- 5 議事の概要
 - (1) 第3回、第4回議事録について議決を行う。
 - (2) 報酬のあり方について議論を行う。
 - (3) 答申案について議論を行う。
- 6 会議録
別添のとおり。

平成24年10月19日 午前10時05分～午前10時40分

午前10時05分 開会

○事務局（給与課長）

本日はお忙しいところご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

本日もご審議の程よろしくお願いいたします。

それでは、開会に先立ちまして、資料確認をさせていただきます。

1番上に、「会議次第」がございます。本日につきましては2「審議」ということで、前回、前々回の議事録について、それから報酬のあり方、答申案についてとなっております。

続きまして2点目でございますが、こちらが委員名簿でございます、裏が席次表となっております。

それから3点目でございますが、第5回の審議会の資料でございます。

最後に4点目でございますが、答申書案でございます。

以上4点でございます。

○会長（労網委員）

みなさんおはようございます。

ただ今から、第5回特別職報酬等審議会を開催いたします。

なお、齋藤委員、坂戸委員及び細谷委員におかれましては、ご都合により欠席でございます。

審議会の開催につきましては、千葉市特別職報酬等審議会設置条例第7条第1項の規定により、半数以上の委員の出席が必要となっておりますが、本日は7名ご出席ということでございますので、開催の要件を満たしております。

なお、本審議会につきましては、千葉市情報公開条例の規定により公開といたしますが、傍聴者の方におかれましては、傍聴要領をお守りいただきますようお願いいたします。

それでは、審議に入ります。

第3回議事録及び第4回議事録についてですが、事前に委員さんに確認をお願いしておりました、第3回及び第4回の審議会の議事録（案）について、公表を予定しておりますので、ここで議決を行い、確定させたいと思います。

第3回及び第4回の議事録（案）につきまして、議事録として確定することに賛成の方は挙手をお願いします。

（全員賛成）

全員賛成ですので、第3回議事録及び第4回議事録につきましては、後日事務局の方で市のホームページなどで公表するようお願いいたします。

それでは、次に前回の審議会にて出ました質問事項につきまして、事務局から回答をお願いします。

○事務局（給与課長）

資料はございませんが、前回ご質問がありました2点につきましてご報告させていただきます。

まず1点目ですが、他の政令指定都市で日額化あるいは日額・月額併用とした場合において、その改正の前後で報酬額がどの程度になったのかということでございます。確認いたしましたところ、市あるいは行政委員会によってまちまちでございますが、少ないところだと20%台というところもありますし、一方で多くなっているところにつきましては、130%台、1.3倍ぐらいになっているところもございました。全体的に見ますと、大体概ね6割、60.8%というのが改正前後のトータルの報酬額の比較でございます。

それから2点目でございますが、前回、日額報酬を支給する範囲をどこまでにするかというところで、政令市におきましては非公式な活動も含め全て支給しているということでございましたけれども、県ではどういう形になっているのかというお話がございました。これにつきまして、全国で初めて日額化を行った神奈川県の状態を確認させていただきましたところ、神奈川県では定例会の事前説明につきましては基本的には支給対象とはしていない、あくまで委員として会議や研修などの公式の活動に出席し

た場合のみ支給対象としており、会議の事前説明については支給対象外としているということでございました。ただし、重要な審議事項であって、事前に委員が集まって協議する必要がある場合につきましては、委員としての活動に含められる、事前に皆さんにお集まりいただいて協議する場合や勉強する場合につきましては公式の活動に含められるということで、公式の活動と同等に考えまして支給対象としているということでございました。

以上2点につきまして、ご報告させていただきます。

○会長（労組委員）

ありがとうございました。

ただいま、事務局より説明がありました。ご質問、ご意見等があればお願いします。

（特になし）

ないようですので、それでは、前回に引き続き、報酬のあり方について議論をしたいと思いますが、私の方で今までの論点をまとめて参りましたので、まずはその論点について私からご説明させていただき、その後事務局にあらかじめ調べておいてもらった他の政令市の活動状況等について説明してもらってから議論をしたいと思うのですが、いかがでしょうか。

（異議なし）

それでは、今までの審議経過の論点のまとめにつきまして説明させていただきます。

第4回審議会までに決定した事項ですが、まずは報酬制度につきましては、教育委員、市・区選挙管理委員及び人事委員は、日額が適当であり、監査委員及び農業委員は月額を維持することが適当であるということでした。

また、日額報酬の支給対象とする業務については、定例会、定例会以外の会議、視察等の行政委員としての公式行事は支給対象ということでした。

それから、第4回審議会にて継続審議となった事項を報告します。報酬額につきましては日額の算定根拠をどのように考えるか、定例会などに伴う事前説明・協議などの公式行事以外の活動については、日額の報酬額に上乗せして支給するか、また月額について、日額の議論を踏まえどのように考えるか、ということをお話ししたいと思います。

ただいまの説明につきまして、ご質問、ご意見等があればお願いします。

（特になし）

それでは、引き続き事務局より説明をお願いします。

○事務局（給与課長）

それでは資料の2ページでございます。日額等としている政令市の活動状況と、少し細かくて恐縮でございますが、活動内容ごとの出席回数をまとめたものでございます。

まず活動の分類を前回同様に4つに分けておまして（1）として委員会、これは定例会、臨時会、各行政委員会の委員会活動そのものです。（2）といたしまして、委員会以外の会議、視察等の公式行事、例えば研修ですとか式典への参加等で委員として参加するものに限ったものでございます。それから（3）といたしまして、上記（1）（2）以外の活動ということで、審議にあたっての事前説明や相談、意見聴取あるいは審議後の説明または勉強会といったものがございまして、それから（4）といたしまして、それ以外の活動ということで、電話やメールでの打ち合わせや単なる日程調整などといったものがそれぞれどのくらいあるかというのがその下の表となっております。（1）の委員会そのものにつきましては、政令市、日額化をしたところの状況を調べましたら1,015回、（2）につきましては合計すると821回ということで、（1）は52.5%、（2）は42.5%でございました。（3）ということで、公式行事以外の活動ということでこちらが96回、率にしますと約5%ということになっております。それから（4）は14回ということになっておりますが、政令市では報酬を支給しているわけではございませんので、統計を取っていないところがございますので（4）につきましては実態とは見合っていないと思われまして。（1）から（3）につきましては、政令市では全て報酬を支給しておりますので、この部分の数はほぼ実態に合っているだろうというふうに思っております。それからそ

の内容でございますけれども、その下の表の例えば新潟市でございますが、新潟市の教育委員会につきましては、委員長、委員それぞれ（３）の活動を行っておりますが、具体的な中身としては右側でございますが、定例会付議事件の事前説明を行っております。それから相模原市の人事委員会でございますが、こちらの委員長につきましては（３）といたしまして、定例会審議内容の事前説明、それから浜松市の教育委員会につきましては、教科書採択に関する勉強会、あるいは名古屋市人事委員会のところでございますが、こちらにつきましては、試験採点、打ち合わせ、裏面になりますが大阪市の教育委員会につきましては、教科書採択に係る教科書用図書の研究など概ねこういった内容を（３）の部分で各政令市では行っているという状況でございます。

簡単でございますが、以上でございます。

○会長（労網委員）

ありがとうございました。

ただいま、事務局より説明がありましたが、ご質問、ご意見等があればお願いします。

（特になし）

ないようですので、次にいきたいと思います。

ただいまの説明を踏まえまして、報酬額について議論したいと思います。

前回の審議会では、委員長と委員の報酬額は差を設けることとしたうえで、他の政令市の平均もしくは国の非常勤職員の額に、定例会やその他の会議、視察以外の事前説明や相談などの活動の分を上乗せして日額を設定したらどうかという意見がありました。

また、日額に上乗せする代わりに先程の資料の２ページに記載の活動分類（２）の委員会以外の会議・視察等の公式行事の中に（３）のその他の活動のうち公式行事に準じるようなものは入れられないかというようなご意見もありました。

上乗せをするとしたら、他市の集計を見ると（３）の割合が５％程度なので、前回の案の政令市の平均か、国の報酬額のいずれかに５％程度上乗せするような形になるかと思えます。

（２）に（３）の活動を加えるとすると、一定の人数が集まってある程度の時間非公式な協議を実施する場合を加えることなどが考えられます。

（３）の活動をどう報酬に反映させるか、また、それに伴う報酬額をいくりにするかについて改めて皆さんのご意見をお願いします。

○中曽根委員

今ご説明をお伺いいたしまして、私の意見といたしましては、前回は特に金額の点でどれにするかという議論に大分長くかかったと思うのですが、まず金額については確定ということではなくて、審議会とすれば先程会長がおっしゃられたような一定の方向を提示するというところでよろしいのではないかなと思っています。私は前回の会議で漠然とした意見を述べましたけれども、今お話を伺いまして、政令市や国の基準を前提として市の方で、個々の行政委員の業務を踏まえて精査をしていただいて、金額を考えていただくという方向がよろしいかと思えます。それともう１点、今活動の分類ということで、報酬の対象にどの範囲の活動まで入れるかというお話がございました。私自身は（１）（２）が適当かというふうに最初は思っておりました。今お話を伺いいたしますと、主な活動内容のところにもありましたように、全体として集まって会議体に準ずるといふか、公式の会議体に準ずるといふようなものも特にいくつかありますので、そういったものについては対象に含めてよろしいのではないかなという気がしています。以上です。

○会長（労網委員）

中曽根委員から審議会としては金額を示さず、これまでの議論を踏まえた考え方を示すという意見が出されましたが、いかがでしょうか。

（異議なし）

ある程度方向付けを出して、答申としてある程度の形にしたうえで、市の方で額を決めていただくのが良いのではないのでしょうか。ここでいくらいくらと決めかねるところもあります。

○高山委員

私はその案で結構です。

○会長（労網委員）

ただいまの意見でよろしいでしょうか。

（異議なし）

それでは、金額を示さず、これまでの議論を踏まえた考え方を示すということでいきたいと思えます。よろしくお願ひいたします。

続きまして、月額を維持することとした監査委員及び農業委員の報酬額について議論を行います。

こちらについても、他の政令市の状況を事務局から説明してもらったうえで議論をしたいと思えますが、いかがでしょうか。

（異議なし）

それでは、事務局より説明をお願いします。

○事務局（給与課長）

資料の4ページでございます。

前のご議論の中で、日額化することによってトータルの額が下がるのであれば月額の額も下げても良いのでは、そういうような案もあるのではないかという話がありました。それを踏まえましてこちらの表を作っております。監査委員または農業委員会を月額とした政令市の改正状況ということで、それぞれの政令市がいずれかの行政委員会につきまして、日額を導入した際に月額として残した行政委員会の額を改正したかどうかということをもとめたものでございます。順に説明させていただきますと、まず札幌市でございますが、札幌市は選挙管理委員会を日額化しておりますが、その時に監査委員、農業委員はそれぞれ月額でしたが、こちらにつきましてはその際に月額を改正しておりません。次に相模原市です。相模原市は日額化のタイミングで月額の額を若干落としております。ただ、これにつきましては、一番下の表の下にございますが、過去5年間の常勤職員の給与の減額率の累積に伴う改正ということで、特に日額化に合わせた改正ということではなく、常勤職員等の給与が下がったことに合わせて改正したものということです。それから新潟市でございます。新潟市につきましても、農業委員会を月額維持としましたが、その際にやはり日額と連動した改正は行っておりません。1つ飛びまして名古屋市でございます。名古屋市の農業委員会につきましても、やはり日額化した際には改正しておりません。堺市につきましても、それぞれ監査委員、農業委員会とも月額を日額化した時に改正しておりません。唯一、下から3つ目の浜松市ですけれども、浜松市におきましては実は日額化した時にそれに連動させて月額を若干引き下げているところなのですが、元々日額化する時の考え方が月額を開催回数で割って、日額を定めるという形にしておりますので、結果としてトータルの支給水準はほぼ変わりません。この率を見ましても、大体95%、96%ということで、ほぼ変わらない形になっております。ただ、今回の答申案について先程ご意見のありました形とは違っているかと思えます。以上でございます。

○会長（労網委員）

ありがとうございました。

ただいま、事務局より説明がありました。ご質問、ご意見等があればお願いします。

（特になし）

月額を維持することとなった行政委員の報酬額を改正している政令市は比較的少ない状況ですが、千葉市においてはいかがいたしましょうか。

○原田委員

この4ページを見ても、月額を維持した札幌それから名古屋、堺はほとんど変えていないですね。千葉市の場合を見ても、政令市の中で比較してみても高いとは言えない、むしろ中低位に位置していると思えます。ですから、千葉市の場合も現行の金額どおりで改正する必要はないかと思っておりますが、いかがでしょうか。

○会長（労網委員）

ただいま原田委員から現行の金額どおりで良いのではないか、という意見が出されましたが、いかがでしょうか。

（特になし）

それでは、現行の金額どおりとすることで決定したいと思います。

○奥本委員

先程中曽根委員がおっしゃった、行政委員会委員の仕事の分類で、（３）の中の事前に委員が集まって勉強会をするなどといったものは公式行事以外ではございますが、報酬支給の対象として良いのではないかというお話がありました。私もそれに賛成です。それで皆さんがよろしいのかどうかということを確認していただいた方がよろしいのではないかと思います。日額にその分を上乗せするか、あるいはそうではなく範囲を少し広げて、勉強会などの分を支給対象とすべき（２）の中に入れるべきかどうか。先程中曽根委員がおっしゃったご意見で私も賛成ですが、皆さんもそれで良いかということをご確認いただいた方がよろしいのではないのでしょうか。

○会長（労網委員）

ただいま奥本副会長から意見がございましたけれども、念のためもう一度よろしいでしょうか。

○奥本委員

（３）というのは、事前説明や相談と書いてあるので、それは前回報酬の支給対象から外しましょうとなりましたが、（３）に分類されるものでも公式の行事ではないけれども、やはり委員の方が集まって、事前に勉強会をする、何か打合せをするということで、会議を開いて勉強会や打合せをされる場合は支給対象にしても良いのではないかというお話だと思っておりますが、皆さんもそういうことでよろしいでしょうか。

○清水委員

（３）の中の、例えば他の政令市を見ますと、教科書採択の勉強会や試験採点といったことで皆で集まって行うものは含めましょうということですね。

○奥本委員

そういうことです。

○会長（労網委員）

家で行うのではなくて、集まってやるものは入れるということですね。

○原田委員

会議に準ずるものを入れるということですね。

○奥本委員

事前説明等は入れないということです。

○会長（労網委員）

奥本副会長から確認の意味で意見がありました但よろしいでしょうか。

（異議なし）

それでは、続きまして答申案について議論を行います。

今までの審議会の議論を踏まえた上で、私と副会長とで答申案を作成し、事務局を通じて事前に皆さんにもお知らせしておりますが、まずはここで答申案を事務局に読みあげてもらった上で議論をしたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

(異議なし)

それでは、事務局お願いします。

○事務局（給与課長）

それでは答申案を読んでまいります。

本審議会は、平成24年6月29日に市長から千葉市特別職報酬等審議会設置条例第2条の規定に基づき、行政委員の報酬制度及び報酬額のあり方について諮問を受けた。

本審議会では、裁判の判決状況や他都市の見直し状況などを総合的に勘案し、慎重に審議を重ねた結果、次のような結論に達したので答申する。

1 報酬のあり方を検討する必要性

行政委員に対する報酬は、条例で特別な定めをした場合を除き、その勤務日数に応じて支給することとされているが（地方自治法第203条の2第2項）、最高裁判決において、月額報酬は違法、無効ではないとされたものの、一方で委員の報酬制度及び報酬額は、地方自治法の趣旨にのっとった適正、公正で住民に対して十分に説明可能な合理的内容のものとなっていることが望まれるとした補足意見が付されており、また他都市においても月額報酬制の見直しが進んでいる状況である。

本市における行政委員の報酬は「特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例」に基づき月額報酬制を採用しているところであるが、以上のような状況を踏まえ、報酬制度及び報酬額について検討する必要があると判断した。

2 報酬のあり方

(1) 報酬制度

教育委員、市・区選挙管理委員及び人事委員は、日額が適当である。監査委員及び農業委員は月額を維持することが適当である。

(2) 報酬額

こちらにつきましては、前回までにご議論いただいた内容に基づきまして、正副会長に作っていただいておりますので、こちらにつきましては、先程の議論を踏まえた上での文章が入ることになります。

(3) 日額報酬の支給対象とする業務

日額報酬の支給対象とする業務については、定例会、定例会以外の会議、視察等の行政委員としての公式行事に限り、定例会などに伴う事前説明・協議などの公式行事以外の活動については、支給対象外とすることが適当である。

さらに、先程のご意見がございましたので、ここに文言が入ることになります。

3 審議経過

本審議会では、各行政委員の職務権限の性質、内容、職責の程度、委員として必要な経験や資質等について各行政委員会事務局に説明を求め、状況等の把握をしたうえで審議を行った。

農業委員については、年間を通して日常的な活動が中心となっており、公式行事以外の作業量が他の委員会に比して相当程度多いため、業務量の評価が極めて困難になってしまうなどの理由から現行どおり月額が適当であるとの結論に至った。

監査委員については、専門的知識を用いて決定を下すゆえに中立性の観点から日額が適当であるなどの意見や、月額・日額併用制などを支持する意見があったものの、業務が広範なうえ高度な専門性が要求され、また、公式行事の日数や時間数では図り得ない活動が多く、特に資料の読込や監査結果の検討など質・量とも相当程度あるなどの理由から現行どおり月額が適当であるとの結論に至った。

市・区の選挙管理委員、教育委員及び人事委員については、職務権限に伴う職責が大きく、事務局などの行政側と連携して継続的に業務を行うためには月額が適当であるなどの意見や月額・日額併用制を支持する意見もあったが、地方自治法の規定は日額を原則としていることを鑑みれば委員に対する職責の重さや法的制限を考慮しても月額を維持するまでの特別の事情があるとまでは言えず、日額が適当であるとの結論に至った。

次に、日額報酬の支給対象とする業務について委員会などの定例会や定例会以外の会議、視察等の公式行事と公式行事以外のその他の活動に分けて議論したところ、公式行事を支給対象とすることについては異論がなかったが、その他の活動のうち定例会の事前説明・協議などについては、公式行事に付随する活動であり支給対象としないという意見と会議などの公式行事だけでは職務として成立せず、その他の活動についても支給対象とすべきという両方の意見があった。

この点につきましても、先程議論があったものと同じです。
最後に、報酬額について〇〇〇〇との結論に至った。
ということでございます。

○会長（労網委員）

ありがとうございました。

今までどおりのことをまとめたつもりですが、ご意見があればお願いします。

○奥本委員

1の報酬のあり方を検討する必要性ところの文章の3行目なのですが、最高裁判決においてと書いてあるところに、何についての最高裁判決かということを入れた方がよろしいのではないかと思います。これは滋賀県の行政委員会委員報酬についての最高裁判決であるとか、例えばかっこ書きで平成23年12月15日と判決の出た日をかっこ書きに入れるとか、何か少し限定して書いてもよろしいのではないのでしょうか。

○会長（労網委員）

もう少し細かくということですね。

○奥本委員

はい。

○会長（労網委員）

では、そのようにいたします。

他に何かご意見ございますか。

○高山委員

最後のまとめのところで、定例会議の他について支給しないという意見と会議などの公式行事だけでは職務として成立せず、その他の活動についても支給対象とすべきという両方の意見があった、と書いてありますが、今の話だとどちらかというとその部分も支給すべきというふうに感じたのですが、違うのでしょうか。この審議会として両方の意見がありましたということなのですが、今日の会議だとこの部分はかなり広い範囲にして支給したほうが良い、という意見だと思うのですが、違いますか。

○会長（労網委員）

まとまった場合はある程度公式行事に準じるという話ですよ。

○高山委員

はい、この書き方とその話と矛盾していませんか。

○奥本委員

ここで終わっているのではなくて、もう少し後書き加えて、さっきの議論の結果も盛り込みます。

○高山委員

分かりました。

○会長（労網委員）

今のご意見については事務局の方でメモにまとめて後で私に報告してください。

答申書の案ができましたら、皆さんに報告いたします。

他に何かございますか。

（特になし）

それでは、この答申案を基に、報酬額について他政令市の平均や国の非常勤職員の報酬額を基に、その他の活動も踏まえて検討すべきという考え方や、日額報酬の支給対象とする業務について、その他の

活動のうち公式行事に入れられる活動があるかどうか市の方で十分に精査すること、また月額報酬については据え置くことなど、本日決定した事項を追加し、私と副会長の方で改めて答申案を作成させていただき、市長へ答申を行う前に皆様にご確認いただきたいと思っておりますがいかがでしょうか。

(異議なし)

では、そういうことで進めていきたいと思えます。
よろしく願いいたします。

それでは、この案を基に、改めて答申書の案を作成させていただきます。

答申書案を皆様にご確認いただき、答申書の内容が確定いたしましたら、日を改めまして私と奥本副会長から市長へ答申を行うこととしてよろしいでしょうか。

○原田委員

いつ頃なのですか。

○会長（労網委員）

今の予定では、11月2日の午前中の予定です。
他に何かご質問ありませんでしょうか。

(特になし)

それでは、審議は以上となりますが、委員の皆様には限られた期間の中で、慎重なご審議をいただきました。また事務局においては色々調査していただきありがとうございます。

以上をもちまして審議会を終わらせていただきたいと思います。事務局から何かございますか。

○事務局（給与課長）

最後に、事務局から1点お願いしたいことがございます。

今回の議事録についてですが、今までの議事録は審議会にて議決をいただくことができましたが、今回の審議会が最後でございますので、「千葉市附属機関等の会議の公開に関する要綱」の規定によりまず、議事録の内容の確定方法といたしまして、

1つは委員全員による個別の承認を頂く方法、もう1つはあらかじめ指名された委員等により承認を頂くなどの方法、がございますが、いかがいたしましょうか。

○会長（労網委員）

これは今までどおり、各委員に承認を頂いた方が良くと思いますが。

○事務局（給与課長）

では今までどおり皆さんに確認していただいて、最終的な承認は会長さんをお願いするということがよろしいでしょうか。

○会長（労網委員）

平成18年度の審議会の際には、事務局に議事録の案を作成してもらい、委員の皆様にご確認をいただいた上で、私が承認をするという形をとりましたので、今回も同様の形で良いと思いますが、皆様いかがでしょうか。

(異議なし)

○会長（労網委員）

それでは、事務局はそのような形でお願いします。
その他、事務局から何かありますか。

○総務部長

委員の皆様には5回にわたり慎重にご審議をいただきましてありがとうございました。

今後ですが、いただいた意見をもとに条例改正案を作成いたしまして、決定はしておりませんが、可能であれば次の議会でこの案を十分議員に説明してご理解いただけるよう努力してまいりたいと思います。本当にありがとうございました。

○会長（労組委員）

それでは、以上で、千葉市特別職報酬等審議会を閉会いたします

午前10時40分 閉会

上記のとおり議事録として確定することを承認します。

労組委員

